

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案の概要について

令和8年3月
環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課

1. 背景

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2において、「特定技能1号」の在留資格が設けられている。
- 当該外国人における入国審査の基準及び雇用に係る基準は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「平成2年省令」という。）及び入管法第2条の5に基づく特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「平成31年省令」という。）で定められている。
- 平成2年省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄において、本邦への上陸を申請する外国人の中で、特定技能に係る活動を行おうとする者が適合すべき基準について規定されており、同欄第6号において、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合することが要件として規定されている。
- また、平成31年省令第2条において特定技能雇用契約（※）の相手方となる本邦の公私の機関が確保すべき事項の基準が規定されており、第2条第1項第13号及び第2項第7号において、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合することが要件として規定されている。
（※）特定技能に係る活動を行おうとする外国人（特定技能外国人）が本邦の公私の機関（特定技能所属機関）と締結する雇用に関する契約のこと。
- 今般、資源循環分野に係る特定技能の在留資格により在留する外国人の受入れ等に当たり、「資源循環分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針について」（令和8年1月23日閣議決定）を踏まえ、本告示を制定する。

2. 告示の概要

(1) 申請人の基準（第1条関係）

特定技能外国人（申請人）を雇用しようとする特定技能所属機関（受入れ企業）が、特定技能外国人を労働者派遣の対象としないこと。

(2) 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準（第2条関係）

特定技能所属機関は、廃棄物処分業（中間処理）の業務を行うために必要な業許可等に加え、協議会による認証を受けること。

また特定技能所属機関は、協議会において整った事項に関する措置を講ずるとともに、必要な協力を行うこと。加えて、環境大臣またはその委託を受けた者が実施する、調査、意見の聴取などについても必要な協力を行うこと。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月下旬から5月上旬

官報掲載・公布・施行予定

以 上